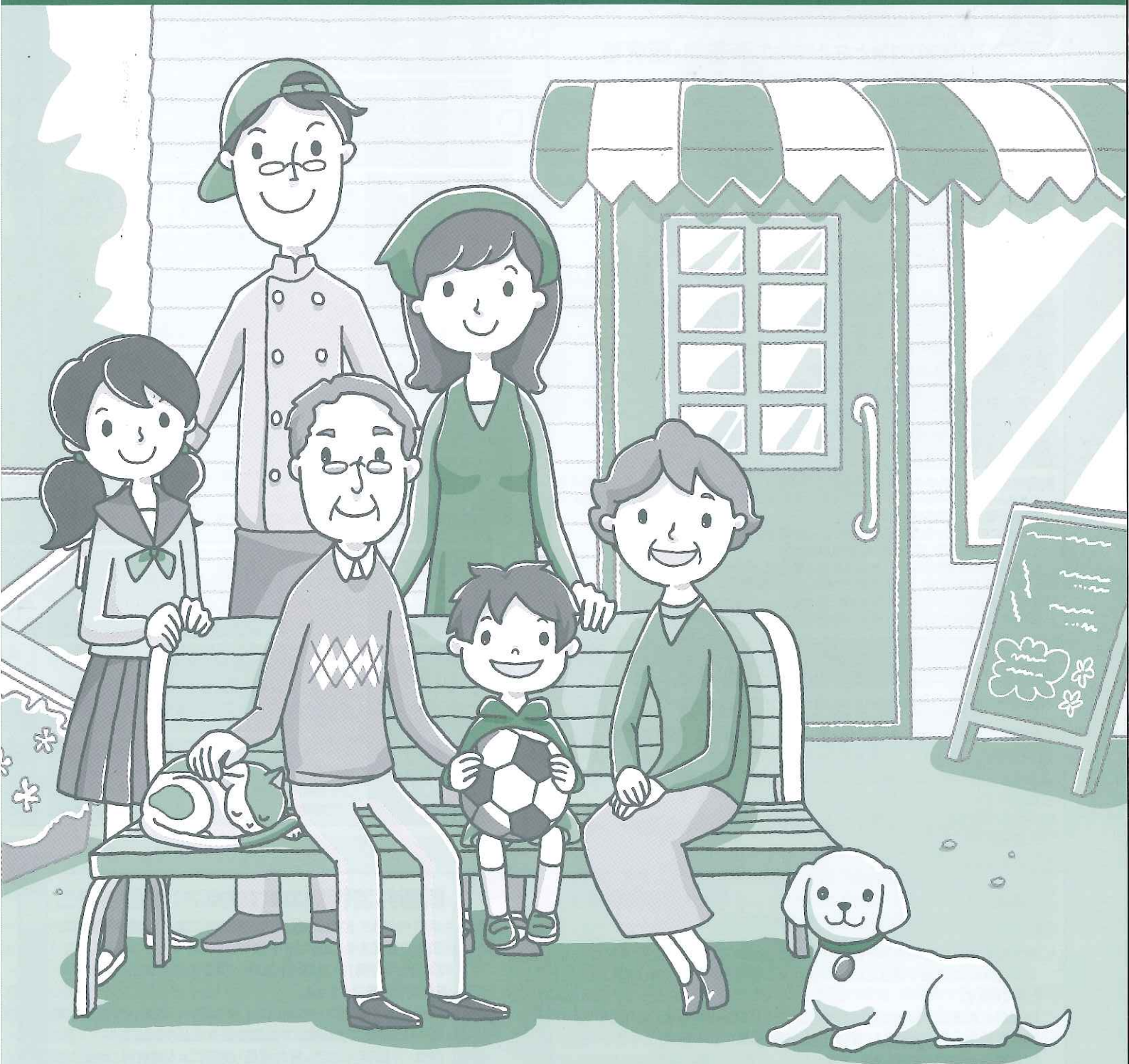


安心を明日につなぐ

総合火災共済 普通火災共済

相互扶助精神にもとづく、
皆様による皆様のための共済です。
自動継続ですので、
満期時の更新手続きは不要です。
家財しやうや什器備品単独でもご契約できます。
満期返戻金があります。

新 価 共 済 特 約



総合火災共済、普通火災共済、新価共済特約 みなさまのニーズに合わせて大切な財産をしっかりお守りいたします!!

ご契約のポイント

1 共済の種類と補償内容
 主契約は「総合火災共済」と「普通火災共済」の2種類
 それぞれ補償範囲(共済金お支払いの対象となる事故)が違います。ご希望に合わせてご選択ください。補償範囲の広い総合火災共済をおすすめします。

新価共済特約は補償金額がワイド
 主契約に新価共済特約をセットすることができます。
 共済金は新価(再調達価額)を基準にお支払いします。

2 ご契約の対象となる物件の所在地・所有者

○ご契約の対象の物件所在地は、道内に限ります。
 ○共済金をお受け取りいただける方は、ご契約の対象の所有者(被共済者といえます)です。

3 ご契約の対象
 ご契約の対象は次のとおりです。
 ご契約は共済の対象ごとにする必要があります。
 (○:ご契約の対象、×:ご契約の対象外)

共済の対象	主な対象物件	住宅物件	非住宅物件
建物	建物、造作等	○	○
商品・製品等	建物内収容の商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材等	×	○
家財	建物内収容の生活用動産(家具、電化製品、衣類等)	○	○
設備・什器等	建物内収容の設備、装置、機械、器具、工具、什器、備品等	×	○

※建物のみのご契約では、建物以外の商品・製品等、家財、設備・什器等の損害は補償されません。建物以外のみのご契約も可能ですが、この場合は建物の損害は補償されません。ご一緒のご契約をおすすめします。
 ※申込書に明記しないとご契約の対象とならない場合があります。
 ○非住宅物件の門・塀・垣根・物置・車庫など
 ○1個(1組)の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品など
 ○稿本・設計書・図案・証書・帳簿その他これらに類するもの
 ※ご契約の対象とすることができない場合があります。
 ○野積みの動産や総合火災共済の場合の屋外設備・自動車など

4 ご契約の対象に適用する評価基準
 ご契約の対象となる物件の評価額を算出する基準は「新価(再調達価額)」と「時価」の2通りがあります。ご契約金額(共済金額)を決定するための基準や損害共済金をお支払いする際の基準となります。評価額をどの基準で設定するかをご選択ください。

新価	時価
ご契約の対象を修理したり、再築・再取得するために必要な金額を基準とした評価額です。	新価による評価額(現在と同等のものを新たに建築・購入するのに必要な金額)から使用による消耗分(減価分)を差し引いた金額を基準とした評価額です。

○新価を基準にご契約金額を設定した場合(主契約に新価共済特約をセットした場合は、共済金で現在と同等の建物や設備・什器等を再築・再購入することができます)。
 ○時価を基準にご契約金額を設定した場合(普通火災共済、総合火災共済の主契約のみのご契約)は、共済金も時価を基準にお支払いしますので、実際に再取得や修理をするために必要な費用と共済金の間に減価分の差額が出る場合があります。

⇒新価共済特約をセットされることをおすすめします。

共済金をお支払いする場合、事故の内容	
A 火災	失火やもらい火を原因とする火災 ※消防活動による水濡れ、破壊等を含みます
B 落雷	落雷による衝撃・異常電流等による損害(建物、ガラス、テレビ等の損害)
C 破裂発	ボイラーの破裂やガス爆発等による損害 ※水道管凍結による破裂・爆発は除きます
D 風雹雪災	台風・せん風・暴風、降雹、豪雪・なだれ等による損害(屋根等の破損など) ※損害額が20万円以上の場合に限ります
E 落飛衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突による損害(自動車の飛び込みなど) ※被共済者等の車両等の衝突を除きます
F 水濡れ	給排水設備の事故、第三者が占有する戸室からの漏水、出水による損害 ※給排水設備自体に生じた損害を除きます
G 騒擾	騒擾・集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害
H 盗難①	盗難による、建物、家財、什器備品等に生じた盗取、き損・汚損 ※商品・製品等の盗難を除きます
H 盗難②	盗難による現金・預貯金証書の損害 ※ご契約対象は家財、設備・什器等に限ります
I 水災①	台風・暴風雨、融雪等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害で、建物、家財に共済価額(時価)の30%以上の損害が生じた場合
I 水災②	台風・暴風雨、融雪等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害で ○住宅物件で建物、家財に床上浸水による損害の場合 ○非住宅物件で床上浸水または地盤面から45cm超の浸水による損害の場合

お支払いする損害共済金、水害共済金の額

総合火災共済にご契約の場合	普通火災共済にご契約の場合
<p>■住宅物件・非住宅物件の場合 損害額(時価) × 共済価額(時価)の80% ※ご契約金額または損害の額のいずれか低い額が限度</p>	<p>■住宅物件の場合 損害額(時価) × 共済価額(時価)の80% ※ご契約金額または損害の額のいずれか低い額が限度</p> <p>■非住宅物件の場合 損害額(時価) × 共済価額(時価) ※ご契約金額または損害の額のいずれか低い額が限度</p>

※貴金属・宝石・美術品などの明記物件は1個(組)あたり100万円が限度。

損害額 ※ご契約金額または下表のいずれか低い額が限度

ご契約の対象	用途	現金	預貯金証書
家財	生活用	20万円	200万円
設備・什器等	業務用	30万円	300万円

損害額 × 共済価額(時価) × 70%
 ※(ご契約金額×70%)または(損害額×70%)のいずれか低い額が限度

ご契約金額(共済金額)×5%
 ※1回の事故につき1敷地内ごとに100万円が限度
 ※上記の計算式で、ご契約金額が共済価額を超える場合はご契約金額を共済価額と読み替えます。

新価共済特約をセットした場合
 「損害額(時価)、共済価額(時価)」を「損害額(新価)、共済価額(新価)」と読み替えて計算します。



費用共済金(左記損害共済金とは別にお支払い)

J 臨時費用共済金	A~Gの事故に適用
損害共済金をお支払いする場合、その臨時の出費に充てるための費用 共済金=損害共済金×30% ※1回の事故、1敷地内で住宅物件100万円、非住宅物件500万円が限度	
K 残存物取片づけ費用共済金	A~Gの事故に適用
損害共済金をお支払いする場合、ご契約の対象の残存物の取片づけ、清掃等に必要なお金に充てるための費用 共済金=実費 ※損害共済金の10%が限度	
L 失火見舞費用共済金	AまたはCの事故に適用
他人の所有物に損害を与えた場合、その見舞金等の費用(煙損害、臭気付着損害を除きます) 共済金=被災世帯または法人数×20万円 ※1回の事故につきご契約金額の20%が限度	
M 地震火災費用共済金	Aの事故に適用
地震、噴火またはこれらによる津波を原因とした火災による損害が次に該当する場合 ①建物=半焼以上 ②設備・什器等、商品・製品等=収容する建物が半焼以上 ③家財=家財が全焼または収容する建物が半焼以上 共済金=ご契約金額×5% ※1回の事故、1敷地内で300万円が限度	
N 修理付帯費用共済金	A~Cの事故に適用
事故の復旧にあたって組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(仮店舗の賃借、仮修理費用など) ※住宅物件はお支払の対象となりません。 共済金=実費 ※1回の事故、1敷地内でご契約金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度	
O 損害防止費用共済金	A~Cの事故に適用
損害の防止・軽減のために支出した必要または有益な費用(消火活動のための消火薬剤のつかえ費用など) 共済金=損害共済金の算式で 損害額を実費に置き換えて得た額 ※非住宅物件で普通火災共済の場合は、損害共済金と合算してご契約金額または共済価額のいずれか低い額が限度	

5 新価共済特約のおすすめ

○「新価共済特約」をセットすることにより、ご契約金額(共済金額)を新価による評価額で設定することができます。
 ○ご契約の対象は「建物」、「設備・什器等」です。家財や商品・製品等は新価共済特約を付帯できません。
 ○損害発生から2年以内に同一の用途のものを同一の敷地内で再築・修理しない場合は、時価による基準で共済金が支払われます。
 ○「建物」「設備・什器等」に30%超の減価(使用による消耗分)が生じている場合には、その減価割合によりご契約額の制限があります。また、減価50%超の場合は新価共済特約を付帯できません。

6 ご契約金額(共済金額)の設定

○ご契約金額(共済金額)は一口15万円の整数倍で設定してください。
 ○ご契約金額は、万一の事故の際にお支払いする共済金の上限です。十分な補償を受けられるよう、ご契約金額はご契約の対象の評価額に相当する金額で設定してください。
 ○**超過共済**とは、ご契約金額が評価額を上回ることをいいます。評価額を超えて共済金が支払われることはありませんので、超過部分の共済掛金がムダになります。
 ○**一部共済**とは、ご契約金額が評価額を下回ることをいいます。損害共済金は原則評価額に対するご契約金額の比率でお支払いしますので、お支払いする共済金が損害額よりも少なくなる場合があります。

7 共済掛金について

○共済掛金は月割単位で次のとおり算出します。ただし、1ヶ月未満の日数は1ヶ月となります。

総合火災共済 (月額基本掛金+月額加算掛金) × お申込口数 × 共済期間(月数)
 普通火災共済 月額基本掛金 × お申込口数 × 共済期間(月数)

○基本掛金は、ご契約の対象となる物件の所在地・建物の構造・建物内での作業や仕事の内容等によって異なります。(加算掛金は物件所在地による区分はありません)
 ○新価共済特約の共済掛金は、その主契約(総合共済または普通共済)のご契約金額(ご契約口数)に対応する掛金が適用されます。
 ○翌年度の満期返戻金は更新契約の掛金に充当されます。
 ⇒詳しくは取扱地方委員または当組合までお問い合わせください。また、ご契約の共済掛金は申込書の共済掛金欄にてご確認ください。

共済金をお支払いできない主な場合

この共済では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては共済金をお支払いできません。

- ①ご契約者や被共済者(共済の補償を受けられる方)等の故意、重大な過失または法令違反
- ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による事故
- ③地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害、および地震等による火災(延焼・拡大等を含みます。)損害。ただし、地震火災費用共済金をお支払いする場合は除きます。

- ④火災等事故の際の共済の対象の紛失または盗難
- ⑤ご契約の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- ⑥風災、雪災、雹災における20万円未満の損害
- ⑦雨、風、雹、砂塵の吹き込みによる損害
- ⑧共済掛金の領収前に生じた事故 など

※上記以外にも共済金をお支払いできない場合があります。詳細は、共済約款等の「共済金を支払わない損害」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

ご契約にあたって、ご留意いただきたいこと

1 告知義務(ご契約時の申込書記載上のご留意事項)

■ご契約者または被共済者には、ご契約時に当組合が重要な事項として告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。申込書に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。申込書等に★印または◆印が付された項目が告知事項となりますのでご注意ください。

2 補償の開始、共済期間、自動継続更新について

■ご契約初年度の共済期間は、原則いつご契約されても、その初日の午前0時(別の時刻を指定する場合はその時刻)に始まり、当該年度末の3月31日の午後12時に終わります。

■次年度以降のご契約は、次に掲げる場合を除き、4月1日午前0時に継続更新前と同一の内容で自動継続更新されます。この場合の共済期間は1年です。

- ①ご契約者から契約終期の14日前までに解約等のお申出があった場合
- ②当組合からご契約者に契約を継続しない旨を通知した場合

3 クーリングオフ(ご契約の撤回または解除)について

■この共済は、共済期間が1年以内ですので、クーリングオフ(ご契約の撤回または解除)の対象となりません。

4 組合加入(出資金の払込み)について

■当組合は中小企業等協同組合法に基づき、組合員のための共済事業を行っております。組合員資格のある事業者がこの共済をご利用される場合は、出資金(一口500円)をお支払いいただき、組合員になることが必要です。出資金と掛金をあわせて払い込みください。なお、既に組合員の方はこの手続は不要です。また、組合員資格のない方は員外利用制度がありますのでご利用ください。

5 共済掛金について

■共済掛金は月割単位で計算します。ただし、1ヶ月未満の日数は1ヶ月として計算します。初回掛金はご契約と同時に払い込みください。

■掛金の払込方法は、「一時払」と「分割払」があります。(ただし総合火災共済の加算掛金は一時払に限ります)

■掛金のお支払方法は、口座振替(自振)、組合所定の払込用紙による道内金融機関窓口での払込み、現金でお支払いの方法があります。

ご契約後にご留意いただきたいこと

1 通知義務(ご契約後に契約内容の変更が生じた場合のご留意事項)

■ご契約後に下記の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱地方委員または当組合にご通知ください。下記の変更はご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項)となっております。ご通知がない場合、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。なお、申込書に★が付された次の事項が通知事項です。

- ①移転などで共済の対象の所在地を変更した場合
- ②被共済者を変更した場合
- ③改築などで建物の構造(柱・外壁・屋根)・用法を変更した場合
- ④増築・一部取り壊しなどで建物の対象面積(専・占有面積)に変更があった場合
- ⑤建物内の職作業に変更があった場合
- ⑥総合火災のご契約で作業規模を変更した場合

■通知事項のほか、ご契約後に下記の変更が生じた場合にも、遅滞なく取扱地方委員または当組合にご通知ください。

- ① 共済の対象を売却・譲渡した場合
 - ② ご契約者の住所または電話番号など通知先を変更した場合
 - ③ ご契約後、共済の対象の価額が著しく減少した場合 など
- ⇒詳細は「重要事項説明書」をご確認ください。

2 万一事故が起こったときの手続き

■火災等の事故が発生した場合は、遅滞なく取扱地方委員または当組合までご連絡ください。ご連絡が遅れますと共済金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

3 満期返戻金について

■共済期間中に収受した共済掛金(除く総合火災共済の加算掛金)に基づき、組合所定の方法で計算した満期返戻金を次のとおり返還します。

- (1)自動継続更新したご契約の満期返戻金は、原則、次年度の共済掛金(加算掛金を一括優先)に充当されます。従って、更新年度の共済掛金は、年額共済掛金から満期返戻金を差し引いた金額をご請求させていただきます。
- (2)共済期間中にご契約を解約された場合や継続更新しない場合の満期返戻金は、ご契約者の請求に基づき次年度に返還します。

4 その他

■共済証書、継続証は大切に保管してください。ご契約後1ヶ月を経過しても共済証書が届かない場合は、当組合までお問い合わせください。

■ご契約は当組合と全日本火災共済協同組合連合会(以下「日火連」といいます。)が共同でお引受けします。万一、当組合が経営困難等により当事者の地位を失った場合は、日火連が共済責任の補償を継続します。

○ご契約に関する個人情報は、当組合プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳細につきましては、当組合ホームページに掲載の「個人情報保護宣言」または「重要事項説明書」をご覧ください。お申込みの地方委員または当組合までお問い合わせください。

○このパンフレットは、総合火災共済と普通火災共済の概要をご説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(共済約款等)」、「重要事項説明書」をご覧ください。お申込みの地方委員または当組合までお問い合わせください。

○ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」について説明・交付を受け、ご確認・ご同意のうえお申し込みください。

○ご契約者と被共済者が異なる場合には、ご面倒でもご契約者からその方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。



〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7

Tel.011-231-1322

(受付時間 平日9:00~17:00)

<http://www.lilac.co.jp/kasaikyosai/>

〈取扱地方委員・担当者〉